

2010年7月9日

中央区区長 矢田美英 殿  
中央区教育委員会教育長 高橋春雄 殿  
中央区議会議長 中嶋ひろあき 殿  
明石小学校校長 余郷和敏 殿  
城東小学校校長 小島敏光 殿  
中央小学校校長 大橋稔 殿  
泰明小学校校長 向山行雄 殿  
阪本小学校校長 鈴木政博 殿  
明正小学校校長 富田貴志子 殿  
常盤小学校校長 茂呂政孝 殿

社団法人 日本建築学会  
会長 佐藤 滋

### 東京都中央区に現存する復興小学校7校舎の保存要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の活動につきましては、多大なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本会は既に本年2月3日付けで「東京都中央区に現存する復興小学校7校舎保存要望書」を関東支部長名で提出させていただきました。その際には中央区の方針として現役の復興小学校7校（明石小学校、明正小学校、阪本小学校、常盤小学校、城東小学校、中央小学校、泰明小学校）のうち、明石小学校、中央小学校、明正小学校の3校舎について既に建て替えの方向で進めていること、平成22年度中には明石小学校、中央小学校の校舎解体に着手する予定であるとのことをご説明をいただきました。

日本建築学会といたしましては、大正末期から昭和初期にかけて東京市営繕組織が設計したこれら復興小学校の校舎にいずれも等しく「文化財」としての価値があると考えており、先に提出した保存要望書の「見解」では、その価値として以下の3点を指摘いたしました。

- ① 小学校教育に関する東京市の理想の高さを示す建物としての価値
- ② 表現主義的な外観デザインによる建築の秀作としての価値
- ③ 小公園の付設や避難拠点としての位置づけにみられる都市計画的な価値

このたび、これら復興小学校についてさらに詳細な調査を行い、上記の点を確認するとともに、その文化財的価値について再度検討いたしました。その詳細は、別紙「見解」に示した通りですが、要点を示すと以下の通りになります。

- (1) 中央区に現存する復興小学校7校舎は、いずれも東京市が示した高い教育理念に基づく“設計規格”を満たしつつ、一方でその外観意匠においては、個々に異なった表現主義の意匠を備えている点が特徴的である。これらの外観意匠については、復興小学校としての「初期型」(明石小・明正小)から「後期型」(常盤小・泰明小)まで幅広く含まれており、復興小学校のデザインの多様性・変遷を知る上でいずれも等しく貴重な遺構となっている。いずれも外観は当初の意匠が良く保たれており、登録有形文化財建造物に必要な価値(造形の規範となっていること)を十分に備えていると考えられる。よって、今後は外観意匠の特徴を活かした形での保存・活用が期待される。
  
- (2) 特に明石小学校については、東京市の“設計規格”をほぼ完全に満たした復興小学校の「典型」と見なせること、すべての復興小学校の中で最初期に設計され“設計規格”の形成に重要な役割を果たしたと考えられること、意匠的にも密度・完成度が高く、震災を免れたためそうしたオリジナルの部材・意匠の保存状態も良いことなど、現存する復興小学校の中では格別に高い文化財的価値を認めることができる。明石小学校は、昭和初期に鉄筋コンクリート造で建設された「震災復興建築」を代表する貴重な現存遺構であるとともに、日本近代の小学校建築の原型としても位置づけられることから、重要文化財建造物にふさわしい価値(意匠的に優秀なもの、歴史的に価値の高いもの)を備えていると考えられる。よって、今後は詳細な調査を実施した上で、その文化財的価値にふさわしい保存・活用方法を慎重に検討することが期待される。

現在、保存・活用の方法には記録保存から建物を保存改修して使い続ける方法まで様々な選択肢があります。貴下におかれましては、これら7校舎の持つ「文化財的価値」についてあらためてご理解いただき、こうした文化財的価値を十分に考慮した形での保存・活用方法をあらためてご検討下さいますよう、格別のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。なお、本会はこれらの建物の保存・活用に関して、できる限りの協力をさせていただく所存であることを申し添えます。

敬具

2010年7月9日

## 東京都中央区に現存する復興小学校7校舎についての見解

社団法人 日本建築学会  
建築歴史・意匠委員会  
委員長 谷 直 樹  
都市計画委員会  
委員長 小 林 英 嗣  
建築計画委員会  
委員長 松 村 秀 一

東京都中央区に現存する復興小学校7校舎（常盤小、泰明小、阪本小、城東小（旧京橋昭和小）、中央小（旧鉄砲洲小）、明石小、明正小）について、本会では既に本年2月3日付けで「東京都中央区に現存する復興小学校7校舎保存要望書」および「見解」を提出し、そこで大正末期から昭和初期にかけて東京市営繕組織が設計したこれら復興小学校の校舎にはいずれも等しく「文化財」としての価値があることを示した。その詳細については省略するが、そこではこれら復興小学校の文化財的価値について、以下の3点を指摘した。

- ① 小学校教育に関する東京市の理想の高さを示す建物としての価値（建築計画的な価値）
- ② 表現主義的な外観デザインによる建築の秀作としての価値（意匠的な価値）
- ③ 小公園の付設や避難拠点としての位置づけにみられる都市計画的な価値（都市計画的な価値）

今回、あらたに東京都公文書館所蔵の資料（仕様書、設計図面など）を詳細に分析し、上記に示した現存建物に見られる特徴が当初からのものであることを確認するとともに、これらの特徴が既に消失した他区の小学校も含めた復興小学校全体の中でどのような位置づけになるかについて詳細に検討し、その上でこれら7校舎の文化財的価値について判断した。

### 1. 外観意匠にみられる「初期型」から「後期型」までの多様性／登録有形文化財としての価値

復興小学校として建設された117校の設計は、すべて東京市営繕組織が直接担当し、その際に小学校教育に対する東京市の高い理想を反映させた“設計規格”を適用したことが知られている。具体的には、「採光・通風の重視」という観点から建物のL字型・コの字型配置、教室の南面配置、片廊下型の推奨、大きな窓面積の指定などがあり、「合理的な設計システム」という観点から、平面計画と構造計画を一体化させた架構ユニット（桁行2.85m×梁間6.9m）の採用、「児童の安全」という観点から広い廊下幅（壁心で2.7m）・階段幅（壁心で4m）の確保、といった工夫が知られている。今回、中央区に現存する7校舎についてこれら“設計規格”の適用状況を検討したところ、7校舎すべてに上記の特徴が見られることが確認できた。

一方、外観意匠については細部の装飾を除くと、①柱形の有無、②廊下側の窓高、③パラペットの形状、によって多様な意匠が生み出されていることが確認できた。このうち①と②については、建設

時期の違いから「初期型」、「後期型」の特徴として理解することが可能である。

①については、1927(昭和2)年刊行の建築学会パンフレット『東京市の小学校建築』において、「室の使用上、有効床面積を広くする為には、外形に構はず、柱を壁外に追出し」(「設計の規格化」p.15)と説明されており、同書の刊行以前に竣工した明石小学校1926(大正15)年8月竣工、明正小学校1927(昭和2)年5月竣工)はこれに該当している(初期型)。これに対し、常盤小(1929(昭和4)年5月竣工)、泰明小(同年6月竣工)では、扁平断面の柱を採用することで教室の有効内法寸法を維持しつつ、立面の柱形を消去することに成功しており、これは「後期型」の特徴と見ることができる。

②については、学会パンフレット(先掲)の解説に「廊下の窓は、総ての柱間に於て、床上一・二〇米-之は、帽子、外套、襟巻の寸法から来る-を窓台とし」とあるが、初期の明石小・明正小では廊下の窓台高さは普通教室と同じ750mmと低く、これは湯島小(1926(大正15)年3月竣工、本郷区)や錦華小(同年8月竣工、神田区)、御徒町小(同年5月竣工、下谷区)といった他区における最初期の復興小学校にも共通して見られ、よって「初期型」の特徴と判断できる。中央区では阪本小(1914(昭和3)年3月竣工)以降、廊下の窓台高さは1.1~1.2mとなり、「後期型」の特徴を示している。

以上のように、中央区に現存する復興小学校7校舎の外観意匠は、復興小学校としての「初期型」から「後期型」までを含むものであり、復興小学校のデザインの多様性・歴史の変遷を理解する上でいずれも貴重な遺構と考えられる。これらの個性的な外観意匠は、いずれも現在良好な形で保たれていることから、今後はこの文化財的価値の高い外観意匠を積極的に活かした、登録有形文化財としての保存・活用が望ましいと考えられる。

## 2. 復興小学校の“理想型”としての明石小学校の重要性／重要文化財建造物としての価値

明石小学校については、以下の4点において現存する復興小学校の中でも格別に高い文化財的価値を認めることができる。

- ① 東京市の“設計規格”をほぼ完全に満たした復興小学校の「典型」である
- ② 全ての復興小学校の中で最初期に設計され、“設計規格”の形成に重要な役割を果たした
- ③ 意匠的な完成度・密度が高い
- ④ 戦災を免れたため、オリジナルの部材・意匠の保存状態が良い

①について、建築学会パンフレット『東京市の小学校建築』(1927年12月)に復興小学校の“設計規格”として示された特徴を明石小学校に当てはめてみると、廊下の窓台高さ、階段の手摺り高さ、裁縫教室の位置の3点以外はほぼ完全に満たしており、また全体の平面形状も同書の「仮想設計図」(図1)に極めて近いことがわかる。廊下の窓台高さや階段の手摺り高さが低い点については、最初期の小学校に共通の特徴であり、これは後に児童の安全性を考慮して高く変更されたと考えられる。裁縫教室の配置が“設計規格”(「東翼部3階」と異なるのは、運動場への採光をより優先したためと考えられる。また、明石小には復興小公園が付設されていないが、これは明石小の敷地を含む周辺地域が区画整理の対象外であったためと考えられる。以上のように、明石小学校は東京市の“設計規格”をほぼ完全に満たしており、また「仮想設計図」に最も近いという点で、復興小学校の「典型」と見ることができる。

②について、明石小の着工時期（1925（大正14）年6月）は、東京市が設計した全ての復興小学校の中で湯島小（1925（大正14）年4月）に次ぐ2番目であるが、東京都公文書館所蔵の資料には1924（大正13）年7月25日付けで東京市臨時建築局から京橋区長宛に送られた当初案の略平面図（図2）が含まれており、設計開始時期については最も早い可能性が考えられる（湯島小に関する同様の資料は見いだせていない）。この当初案を見ると、便所が別棟で計画され、玄関が中庭に面して設けられ、また教室数も18学級と少ない（総3階建てにならない）など、平面計画が東京市の“設計規格”と大きく異なっていることがわかる。明石小の設計過程は、同年8月29日付けで京橋区長から教室数増加の希望（18学級→26学級）が出され、それを基に東京市で設計変更を行い、同年10月3日付けで実施案と同じ平面図が京橋区長宛に送られている。この実施案（図3）が①で述べたように東京市の“設計規格”をほぼ完全に満たしていることから、復興小学校の“設計規格”は明石小の設計過程で形成された可能性が高いと考えられる。よって明石小学校は、復興小学校の「原型」としての価値を備えていると見ることができる。

③について、まず外観意匠（写真1～3）では、建物の表側（教室側）・裏側（廊下側）ともに柱形を等間隔に並べて立面全体に規則的なリズムを与えつつ、頂部のパラペットで立面全体を引き締めている点が「初期型」の特徴を示している。明石小は窓の大きさが表側・裏側ともに等しい（腰高750mm）ため、この立面意匠が建物全面にわたって一貫して適用されており、現存する7校舎の中では最もまとまりのある立面意匠となっている（明正小では柱形を表側のみに適用。他の校舎では窓高が表側と裏側で異なる）。一方で、柱形やパラペットの断面には表現主義的なカーブが用いられており（図4・5）、さらに細部（柱形と壁面との取り合い、パラペットの先端部）には繊細な段状の装飾が施され、これらが相まって立面に柔らかな陰影を与えることに成功している（図6）。柱形による全体の統一感と表現主義的な細部による柔らかさの表現を同時に満足させているという点で、現存する7校舎の中では最も完成度の高い立面意匠と評価できる。

室内意匠（写真6～12）について見ると、全体に「林立する柱」「梁の露出した高い天井」「大きな窓」によって作られる開放的な空間が特徴的であり、特に廊下の窓が大きく明るい点は明石小の大きな特徴となっている（写真11）。細部意匠については、現存建物の腰壁、巾木、窓台、建具枠などに丁寧な繰り形が施されている点が注目され（写真12）、これは明石小と同じ設計者（原田俊之助）である中央小の校舎には見られないことから、こうした「造作材に施された緻密な装飾」もまた、明石小の大きな特徴と考えられる。

④について、「戦災焼失区域表示 帝都近傍図」を見ると、明石小は戦災焼失区域から外れており、よって明石小には当初の意匠・材料が残っている可能性が高いと考えられる。以下に古写真と現状を比較し、③で指摘した明石小の意匠的特徴がどの程度残されているか述べる。

#### [外観意匠]

校舎に大きな増改築は見られず、講堂も附属しており、規則的な柱形とパラペットで構成される立面意匠はほぼ当初のままである。外観の主な変更点としてはスチールサッシの交換が挙げられ、当初は迂り出し式のスチールサッシであったが、現在は引違い形式のスチールサッシに交換されて

いる（1965（昭和40）年に交換）。サッシュと躯体の納まりに注目すると、原設計では梁下端に直付けでサッシュが取り付けられていたが（図4）、現在もその納まりが丁寧に踏襲されており（モルタルによる隙間の処理は見られない）、よって開口部の寸法・面積は当初の寸法が維持されていると見て良い。

表現主義的な断面を持つ柱形とパラペットについては、古写真に写っているパラペットの楕形小窓が現在見られないことから、後世に仕上げの補修工事が行われたと考えられる。ただし、厚塗りではないため外観意匠への影響はほとんどなく、当初の意匠はほぼ保たれていると見て良い。

#### [室内意匠]

教室・廊下ともに天井は張られておらず、室内意匠の大きな特徴である「林立する柱」「梁の露出した高い天井」「大きな窓」は健在である。ただし、講堂の内部については、天井ほかに後世の改変が見られる（写真5・6）

また、教室・廊下の腰壁、巾木、窓台、建具枠など丁寧な細工の施された造作材（写真12）については、当初の仕様書に「オイルステイン塗り」と記載され、現在は腰壁にペンキが塗られていることから、後に塗り直されたと考えられる。よって造作材の意匠・材料自体については、いずれも当初のままと判断できる。なお、人造石研ぎ出し仕上げの手洗い場（写真9）については、仕様書に同様の記述が見られることから、当初のままと考えられる。

以上のことから、明石小学校は復興小学校の「典型」であるとともにその「原型」でもあり、意匠的な完成度・密度も極めて高いといえる。このことはすなわち、東京市が高い理想を掲げて復興小学校を建設するにあたり、最初に明石小学校を復興小学校の“理想型”として期待を込めて世に送り出したことを意味している。そうした明石小学校が戦災や戦後の再開発を免れ、80年以上を経て今日まで現役の小学校として活用されてきたことは奇跡的であり、中央区や東京都にとってかけがえのない文化遺産であることはもちろん、さらに復興小学校がその後の日本近代の小学校建築のモデルとなったことを考えれば、日本近代の小学校建築の原点と見なすことができる。よって、明石小学校は国指定の重要文化財建造物としてその価値を後世に伝えていくべき高い価値を有した建物であると位置づけられる。

なお、都市内の重要文化財建造物のあり方をめぐっては、その文化財的価値を将来にわたって維持・継承して行くために、建物と同時に「良好な周辺環境」も保護されて行くことが望まれている（「都市内の文化財保護制度の充実に対する要望書」日本建築学会関東支部、2010（平成22）年5月19日）。この点において明石小学校は、築地教会（1927（昭和2）年竣工）や聖路加病院のチャペル（1932（昭和7）年竣工）といったほぼ同時期に建設された震災復興期の歴史的建造物とともに周囲に優れた歴史的景観を形成しており、この点においても都市内の重要文化財建造物として望ましい条件を備えているといえる。



■現状写真



1. 東立面・北立面（撮影：日色真帆氏）



2. 東立面（撮影：日色真帆氏）